

●香川県告示第135号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成23年3月29日から同年4月12日まで池田漁業協同組合において縦覧に供する。

平成23年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡小豆島町蒲生甲1912番地1 柴田 伊佐生

小豆郡小豆島町神ノ浦甲659番地 大江 孝

小豆郡小豆島町蒲生甲1895番地 野村 恵

2 加入区の名称

池田加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

池田漁業協同組合